

浜松市認定農業者協議会

SNS活用ガイドライン

浜松市認定農業者協議会事務局

(浜松市役所 農業振興課)

平成27年9月4日

ソーシャルメディアの特性

(1)匿名性の低さ

ソーシャルメディアは、匿名による運用を行っていても、過去の投稿内容や交流相手などから比較的容易に投稿者を特定することができる。現実世界での関係性を持ち込み、交友関係が見えるソーシャルメディアでは、ことさら匿名性が低いといえる。

(2)ネットワークと情報拡散スピードの速さ

ソーシャルメディア上では、地域、仕事、趣味など、多面的な人間関係がネットワークとして構築され、それらが有機的に結びつき広がっている。こうしたネットワーク上では、話題に共通性があるため口コミが活性化され、インターネットの即時性と相まって情報（特にネガティブ情報）の拡散スピードが非常に速いことが特徴である。

また、ソーシャルメディア上でのトピックは、巨大掲示板やインターネットのニュースメディア、テレビのマスメディアでも取り上げられる。

(3)事前チェック機能の有無

ソーシャルメディアとマスメディアの大きな違いは「事前チェック機能の有無」である。新聞やテレビなどでは、誤字や表現について他者のチェックが入るが、ソーシャルメディアにはこうした他者のチェックは入らない。

(4)半永久的に保存されるデータ

ネット上に公開され、一度拡散してしまった情報は、たとえ削除したとしても、転送、コピーされることでいつまでもネット上に残り続ける。

遵守事項

(1) 常に誠実で良識ある言動を心がける

公式アカウントにおける情報発信では、各々が浜松市認定農業者協議会を代表して発言しているという自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。

(2) 寄せられたコメントへの対応

ソーシャルメディア上での議論に耳を傾け、真摯に受け止める。コメントへの対応については、細心の注意を払う。

(3) プライバシーへの配慮

個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

(4) トラブルは報告し、情報共有する

万が一悪意のあるコメントなどによりトラブルが生じた場合、事務局まで速やかに連絡する。その中に事実誤認が含まれていたとしても、その場の判断で否定や反論をすることは避ける。(俗に言う「炎上」を防止するため)

(5) なりすまし・乗っ取りへの対応

公式アカウントに心当たりのない情報(明らかに事務局でも認定農業者でもない者の手によると思われる投稿)が掲載されているのを発見した場合は、速やかに事務局まで連絡する。

禁止事項

(1) 誤解を招く発信

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意する。伏せ字を使うなど、要らぬ詮索を招くような記述も避ける。

また、同じ内容を何度も繰り返し投稿することは、スパム行為と見られ忌避されるため行わない。

(2) けんかの売り買い

自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論となることを避ける。

また、次に掲げる情報に関しては火種となりやすいため、発言をしない。

- ①人種、思想、信条などの差別、または差別を助長させる情報
- ②違法行為または違法行為を助長させる情報
- ③単なる噂や噂を助長させる情報
- ④わいせつな内容を含む情報
- ⑤その他公序良俗に反する一切の情報

以上に掲げる遵守事項、禁止事項に反したり、トラブルが起きたりなど、事務局が不適切だと判断した場合、投稿者の許可無く当該記事を削除することができる。

会員の皆様

平素は認定農業者協議会の活動にご協力頂きまして誠に有難うございます。

以前から、フェイスブックに会員が自分で記事を投稿できるようにして欲しいというご要望がありました。皆さんの利用が増えれば、現在の状況よりもはるかに活気が出ます。

そこで、今までは出来ない設定になっていた認定協のフェイスブックのタイムラインへの投稿を、可能な設定にしました。会員のどなたでも、タイムラインへ投稿すればその記事が反映されます。それだけですと、認定協のフェイスブックアカウントを訪れないと記事が見られませんが、事務局スタッフがその投稿を随時シェアします。そうしますと、フォローしてくださっている方々のニュースフィードに自動的に出てきますので、広く皆様に見て頂けるようになります。皆様にとって、手軽に SNS の発信力を利用する機会としていただければ幸いです。

そこで、最低限ではありますがガイドラインを作成させていただきました。大変厳しい言葉や難しい言葉が書いてあり身構えてしまった方も居られるかも知れませんが、現在のネット社会では何が起こるかわからない恐ろしさがあります。SNSは、常識的な方に常識的に利用していただければとても便利な手段なのですが、残念ながら世の中には悪意を持った利用者も多く、どのようなトラブルが起こるか想像も出来ないため、ガイドラインを作成させて頂きました。ご利用の前に一度お読みいただき、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

認定協の SNS を会員が参加し上手く使う、全国的にまだそういったケースはまだ稀であり、モデルケースとなるかもしれません。是非、記事を投稿してみてください。また、フェイスブックだけでなく認定協のホームページについても、自己紹介の掲載や会員の紹介にご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。フェイスブックへの投稿をホームページに反映させることも考えております。また、あまりパソコンやフェイスブックに不慣れという方でホームページへの記事の掲載をご希望の方は、事務局・担当者までメールなどで直接ご依頼ください。お待ちしております。

これからも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 9 月 4 日

浜松市認定農業者協議会事務局

ホームページ担当 高橋

noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

TEL(053)457-2331